

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
千葉県八街市	八街中地区 (六区、東吉田区、吉倉区)	令和4年3月25日	令和4年3月25日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	346.56ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	223.91ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	115.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	34.98ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	45.88ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.00ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>○地区内の耕作面積が346.56haに対し70歳以上の耕作面積は115.60haあり、面積の約33%を占めている状況である。</p> <p>○70歳代以上の後継者未定及び不明の耕作面積が80.86haあるため、有効な農業を行うために農地の集積と中心経営体へ集約が必要となってくる。</p>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>○農地利用は中心経営体の認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受け入れや規模拡大を促進します。</p> <p>○農地中間管理事業を活用し担い手等へ農地の集積・集約化を推進します。</p>
--

#### (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
認農	17人		ha		ha	
認就	4人		ha		ha	
到達	3人		ha		ha	
認農法	1人		ha		ha	
計	25人		56.8 ha		67.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。